

犯罪被害財産支給手続開始決定公告

令和 7 年 12 月 24 日

東京地方検察庁検察官

下記のとおり、犯罪被害財産等による被害回復給付金の支給に関する法律第 6 条第 1 項の規定により犯罪被害財産支給手続の開始を決定したので公告する。

記

- 1 犯罪被害財産支給手続番号 東京地方検察庁 令和 7 年第 20 号
- 2 犯罪被害財産支給手続開始決定の年月日 令和 7 年 12 月 24 日
- 3 支給対象犯罪行為の範囲
 - (1) 支給対象犯罪行為が行われた期間
令和 6 年 11 月上旬頃から令和 6 年 12 月中旬頃までの間
 - (2) 支給対象犯罪行為の内容
被告人が氏名不詳者らと共に、被害者方に他人の親族等になりすました電話をかけ、電話の相手が息子等であり、現金を至急必要としているので同人の上司の娘等の女性に現金を渡してもらいたい旨のうそを言って誤信させ、現金を交付させて詐取し、又は銀行協会職員等になりました電話をかけ、電話の相手が同協会職員等であり、被害者名義の銀行口座が不正に利用されている等のためキャッシュカードを回収する必要があるなどのうそを言って誤信させ、キャッシュカードを交付させて詐取した上、現金自動預払機から現金を引き出して窃取した行為。
- 4 対象犯罪行為が支給対象犯罪行為の範囲に属するか否かについて判断の参考となるべき事項
 - (1) 被害者の親族等や銀行協会職員等を名のつて被害者方の固定電話に電話をかけ、現金が必要又はキャッシュカードの回収が必要等のうそを言う。
 - (2) 息子の上司の娘等の女性や銀行協会職員等になりました被害者宅を訪れ、同所又は同所付近で、現金又はキャッシュカードを被告人に手交させる。
 - (3) キャッシュカードと引き換えに封緘した白封筒を渡される。
- 5 開始決定の時における給付資金の額 金 412 万 1616 円
- 6 支給申請期間 令和 7 年 12 月 24 日から令和 8 年 1 月 30 日までの間
- 7 犯罪被害財産の没収又はその価額の追徴の裁判に関する事項
 - (1) 被告人の氏名 井柳 美黎
 - (2) 裁判所名 東京地方裁判所立川支部
 - (3) 裁判年月日 令和 7 年 9 月 4 日（同年 9 月 19 日確定）
 - (4) 没収又は追徴の理由とされた事実の要旨及び罪名
(事実の要旨)
銀行協会職員等になりましただまし取ったキャッシュカードを使用して現金を窃取しようと考え、氏名不詳者らと共に、出し子である被告人が被害者 3 名分

の名義のキャッシュカードを使用し、令和6年11月27日から同月29日までの間、複数回に渡り複数の現金自動預払機から現金合計600万円を引き出して窃取した。

(罪名) 窃盗

- 8 この公告に関する問い合わせ先（申請書の郵送又は持参による提出先）

〒100-8903 東京都千代田区霞が関1-1-1

東京地方検察庁総務部犯罪被害財産支給手続担当

電話番号 03-3592-5611（代表）内線3350、4392

- 上記3の支給対象犯罪行為の範囲を定める处分に不服がある場合には、この公告があった日の翌日から起算して30日以内に、東京地方検察庁検事正に対して審査の申立てをすることができます（提出先は上記8のとおり）。
- 当該処分の取消しの訴えは、審査の申立てに対する裁決を経た後でなければ提起することができますが、次のいずれかに該当するときは、当該裁決を経ずして当該処分の取消しの訴えを提起することができます。
- (1) 審査の申立てがされた日の翌日から起算して3月を経過しても裁決がないとき。
 - (2) 支給対象犯罪行為の範囲を定める处分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
 - (3) その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。
- 当該処分の取消しの訴えは、当該処分に係る裁決書の副本の送達を受けた日から30日以内（送達を受けた日の翌日から起算します。）に、国（代表者は法務大臣となります。）を被告として、東京地方裁判所に提起しなければなりません。